

美浜町運動公園整備事業の整備方針

美浜町運動公園整備事業（以下「事業」という。）について、これまでの経過及び本町の財政状況並びに住民説明会における意見を総合的に勘案して下記のとおり整備方針を示す。

記

- 1 事業は、これまでの計画に基づき継続する。
- 2 陸上競技場は、第3種公認陸上競技場を整備する。ただし、必要に応じて一部を第2種仕様とする。
- 3 陸上競技場以外の施設は、利用者の視点に立った整備を行う。
- 4 事業にあたっては、目的達成の為に施設整備並びに建設経費の削減及び整備後の維持管理費、運営費等について総合公園と併せて十分考慮する。
- 5 事業計画時における住民への説明が足りなかったという多くの意見を踏まえ、今後の過程において、必要な情報を住民に周知する。
- 6 本事業に関連して必要な二級河川山王川の改修及び都市計画道路知多西部線の南進を愛知県に継続して要望し早期事業化を図る。
- 7 以上の方針を達成するために、美浜町議会、美浜町観光協会、美浜町商工会、日本福祉大学を始めとする関係機関に協力を要請し検討をする。

令和2年2月3日

愛知県知多郡美浜町